

## 随意契約理由書

1 修繕名称

杭全公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、杭全公園に設置している複合遊具の滑り台に亀裂損傷があり、喜連東公園、正覚寺中公園、矢田公園、川辺北公園の複合遊具滑り台裏面の補強板に破損が見られる。

又、清明丘中央公園に設置している複合遊具の滑り台降り口においては亀裂が生じている。

今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

鶴満寺公園ほか2公園遊具修繕

2 契約相手方

タカオ株式会社

3 随意契約理由

本件は、鶴満寺公園に設置している複合遊具のデッキ部の滑り止めコーティングが経年劣化により摩耗損傷し、また豊崎東公園、大淀南公園に設置しているブランコの鎖部分及び着座部が経年劣化により摩耗損傷しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称  
浮田公園複合遊具修繕

2 契約相手方  
有限会社プレイネット

3 随意契約理由

本件は、浮田公園に設置している複合遊具が経年劣化によりデッキ部及び階段部床板が劣化破損し、またロープラダーが劣化損耗しており、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署  
扇町公園事務所

## 随意契約理由書

1 修繕名称

本庄公園ほか2公園スイング遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、本庄公園、扇町公園及び高見新家公園に設置しているスイング遊具の台座部が経年劣化により摩耗損傷しているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

扇町公園事務所

## 随意契約理由書

- 1 修繕名称 平野下水処理場汚泥溶融炉場内返送水配管修繕（緊急）
- 2 契約相手方 三菱化工機株式会社
- 3 随意契約理由 本件は、平野下水処理場汚泥溶融炉の洗煙排水を場内水処理系統に返送している配管が破損しているため修繕を行うものである。  
当該返送水配管は、主に汚泥溶融過程で発生する排ガスを処理した後の洗煙排水を返送しているが、現状、この破損により多量の漏水が発生し直下の地下配管廊に流入しているため、当該場所の機械電気設備が水没する恐れがあり、また一方、排水を停止すると溶融炉の運転ができず汚泥処理に支障を来すため早急に修繕する必要がある。  
上記業者は、平野下水処理場内で平野下水処理場重力濃縮分離液移送外設備工事（※）を施工中であり、緊急に着手できかつ迅速に資機材の調達及び施工体制を確保できる唯一の業者であることから随意契約方依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課

（※）案件名称：平野下水処理場重力濃縮分離液移送外設備工事  
受注者：三菱化工機株式会社  
工期：平成29年12月12日～令和元年8月31日  
請負金額：370,935,720円

## 随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社 近畿パーキング支店 前田主査（電話番号 06-6531-9918）

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課